

八郎潟町国土強靱化地域計画

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果
(STEP3 計画書 P13)

起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
(STEP4 計画書 P14 の詳細)

目標 1. 人命の保護が最大限図られる (1-1) 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	
起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>○町民の住宅・ブロック塀等の耐震化の推進や公共特定建築物（※）等の耐震化の促進が必要。</p> <p>※特定建築物：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条第1号及び第2号による建築物。</p> <p>○家庭や事業所における家具類の固定等や感震ブレイカーの設置による安全対策が促進されるよう、恒常的な普及啓発が必要。</p> <p>○空き家建物等の倒壊により道路閉塞事態が生じるおそれがあるため、適切かつ円滑な対応の推進が必要。</p> <p>○出火の際、一刻も早く逃げることができるよう、火災警報器の普及啓発の取組が必要。</p> <p>○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、耐震性貯水槽の整備等を行うことが必要。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅、公共特定建築物、学校、病院、社会福祉施設等の耐震化 ・空き家対策 ・家具類の固定など室内安全対策 ・住宅用火災警報器、感震ブレイカー等の設置 ・耐震性貯水槽（防火水槽）の整備 </div> <p>・本町に存する公共特定建築物は全て耐震化が成されている。一方、特定建築物の階数や面積要件を満たさない社会福祉施設の一部が耐震化になっておらず、事業者と連携を図りながら耐震化を促進する。</p> <p>・町民住宅にあっては、令和3年4月策定の町耐震改修促進「第2期計画」に基づき、住宅所有者が実施する耐震診断及び耐震改修に必要な費用軽減のため、費用の一部を町が助成し、耐震化を促進する。</p> <p>・室内安全対策の必要性を促すため、家具類の固定等について、消防関係と連携し町広報等で普及啓発を図る。</p> <p>・所有者による適切な管理が行われていない空き家の倒壊等による被害の拡大を防止するため、特に危険な空き家を重点的に絞り込みながら、他市町村の取り組みを参考とするなど、円滑な空き家対策を推進する。</p> <p>・火災からの逃げ遅れによる死傷者の増加を防ぐため、住宅用火災警報器未設置世帯に対する設置の働きかけや、点検・電池残量有無確認などの適切な維持管理に関する啓発を、消防関係と連携して進める。</p>
<p>【業績評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化率 (R7) 65.8% ⇒ (R12) 75.0% ・公共特定建築物の耐震化率 (R7) 100% ⇒ (R12) 維持 ・危険塀等の改修の促進 (R7) 未調査 ⇒ (R12) 支援制度整備 ・住宅用火災報知機の設置率 (R7) 94.6% ⇒ (R12) 95.5% 	

目標 1. 人命の保護が最大限図られる (1-2) 大規模津波等による死傷者の発生	
起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>○八郎湖及び馬場目川等の八郎湖流入河川に津波が到達・遡上する可能性があり、津波が到達するおそれがある場合は防災無線等による周知のほか、平時における周知が必要。(河川堤防を乗り越え住宅街に津波が到達することは想定されていない。)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・津波ハザードマップの作成 ・津波到来地域の周知徹底 ・老朽化している河川管理施設等のインフラ整備 (国・県への要望) </div> <p>・災害ハザードマップを全戸配布し、津波到来地域の周知徹底を図るとともに、遊漁等で八郎湖を訪れている津波到達可能性を知らない方々に対し、看板設置や有事の際に防災無線等による避難の呼びかけを行う。</p> <p>・老朽化している河川管理施設等のインフラ整備を国・県へ要望する。</p>
<p>【業績評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波ハザードマップの策定 (R7) 策定済み ⇒ (R12) 適宜改定 	

目標 1. 人命の保護が最大限図られる (1-3) 集中豪雨等による広域かつ長期的な住宅街等の浸水	
起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>○県管理河川の築堤等河川関連施設の安全対策・老朽化対策について、県に対し堤防等の整備や質的強化、河道掘削工事等に対する継続的要望が必要。</p> <p>○想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の指定等を踏まえ、洪水ハザードマップの適宜更新が必要。</p> <p>○水害の危険が生じた際の避難指示等の発令基準等を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害）」の策定が必要。</p> <p>○避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進めることが必要。</p> <p>○内水氾濫被害を最小に抑えるため、河川増水状況と河川樋門開閉タイミングの関係を的確に把握することが必要。</p> <p>○内水氾濫被害を最小に抑えるため、浸水想定区域への排水ポンプ等の排水施設の適正な配置及び管理が必要。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・河川改修等の治水対策 ・河川関連施設の老朽化対策及び排水施設の適正配置、管理 ・浸水想定区域の周知徹底 ・避難指示等の判断基準等の策定 ・個別避難計画の策定の推進 ・河川樋門及び八郎湖防潮水門の管理と適正運用 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・県内最大の2級河川「馬場目川」の洪水被害を防止するため、築堤の低い川崎地区の安全対策、及び浄水場付近の河川堤防が抉られたことがあり、堤防の質的強化対策を県に継続的に要望していく。併せて堤防樋門の老朽化施策も要望していく。 ・近年の大雨により河川の深さが目に見えて浅くなっており、河川氾濫の危険性が高まっている。河道掘削による緊急的な治水対策を加速するため、早期に治水安全度の向上を図るよう、継続的な要望活動を行う。 ・内水浸水が生じやすい本町の特徴を鑑み、県が指定する洪水浸水想定区域の適宜改定を踏まえ、町が作成する洪水ハザードマップも適宜更新し、浸水想定区域の周知徹底を図る。 ・水害に至る様々な条件に対応した「避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害）」を策定し、的確な避難指示等の判断基準を設ける。 ・従来の「災害時要援護者名簿」を活用した「避難行動要支援者名簿」の提供、及び個別避難計画の策定を加速し、状況に応じた的確な避難につなげる。 ・年々河川の深さが変化する中、内水氾濫被害を最小に抑えるため、河川増水状況と河川樋門及び八郎湖防潮水門の開閉タイミングの関係を、有事に樋門の開閉作業に当たる消防団とともに的確に把握する。 ・これまで内水氾濫被害があった地区に設置した排水ポンプの適正な操作及び管理を実施し、効果がみられた場合は他の浸水想定区域への排水ポンプ設置を検討する。

【業績評価指標】

- ・治水工事の実施 (R7) 0 河川 ⇒ (R12) 県へ継続要望
- ・調整池の整備 (R7) 0 ヲ所 ⇒ (R12) 計画策定
- ・洪水ハザードマップの策定 (R7) 策定済み ⇒ (R7) 内水ハザードマップ策定予定
- ・避難指示等の判断基準等の策定 (R7) 策定済み ⇒ (R12) 適宜更新
- ・町消防団による河川樋門開閉講習会の実施 (R7) 未開催 ⇒ (R12) 年1回開催
- ・町消防団と町建設業協会との可搬式排水ポンプ運用訓練の実施 (R7) 年1回開催 ⇒ (R12) 年1回開催
- ・馬場目川河川堤防への内水排水ポンプの設置個所数 (R7) 1 ヲ所 ⇒ (R12) 効果検証のうゑ浸水想定地区へ計画的に順次設置
- ・避難行動要支援者名簿の作成 (R7) 避難行動要支援者名簿を活用 ⇒ (R12) 避難行動要支援者名簿を活用しながら随時更新
- ・個別避難計画の作成 (R7) 避難行動要支援者避難支援計画策定済み ⇒ (R12) 名簿更新のうゑ随時更

目標 1. 人命の保護が最大限図られる (1-4) 大規模な土砂災害等による死傷者の発生	
きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>○砂防ダム等の土砂災害対策施設の整備や老朽化対策等を推進する必要がある。</p> <p>○土砂災害ハザードマップの適宜更新及び避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定が必要。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害対策施設の整備 ・土砂災害対策施設の老朽化対策 ・土砂災害警戒区域等の周知徹底 ・避難指示等の判断基準等の策定 </div> <p>・浦大町地区への砂防ダム等の土砂災害対策施設の整備を状況に応じ進めるほか、老朽化の進行する砂防設備や地滑り防止施設及び急傾斜地崩壊対策施設について予防保全型管理への移行を図り、長寿命化計画に基づく老朽化対策を推進する。</p> <p>・土砂災害ハザードマップの適宜更新により、土砂災害警戒区域等の周知徹底を図るとともに、避難指示等の判断・伝達マニュアルの策定作業に着手する。</p>
<p>【業績評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害ハザードマップの策定 (R7) 策定済み ⇒ (R12) 適宜更新 ・避難指示等の判断基準の策定 (R7) 策定済み ⇒ (R12) 適宜更新 	

目標 1. 人命の保護が最大限図られる

(1-5) 暴風雨及び豪雪による死傷者の発生

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>○豪雪時の除雪実施計画の策定が必要。 ○雪下ろし作業に不慣れなため、雪下ろし作業の安全対策の普及啓発が必要 ○積雪による家屋の倒壊や暴風による屋根等の剥離を未然防止するため、住宅リフォームの取組を推進すると同時に、空き家の倒壊対策等の推進が必要。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・道路除雪等による冬期の交通確保 ・雪下ろし事故防止対策 ・空き家対策 </div> <p>・冬期の円滑な交通確保のため、県等と連携し効率的な除雪に取り組むとともに、計画的に除雪機械の整備・更新等を進め、除雪体制の強化を推進する。 ・地吹雪の発生危険箇所に防雪柵等を整備するとともに、老朽化の著しい既存施設の計画的な更新を進め、道路の雪害対策を推進する。 ・安全対策の徹底を図るため、様々な媒体を活用した広報活動など、県や消防関係機関と連携し、雪下ろし作業中の事故防止に努める。 ・住宅所有者が実施する耐震診断及び耐震改修に必要な費用軽減のため、費用の一部を町が助成し、耐震化を促進することにより暴風や積雪による家屋の倒壊や屋根等の剥離を防止するほか、安全が確保されていない空き家の所有者に対し、継続的な倒壊対策等を講じるよう、継続的に呼びかける。</p>

<p>【業績評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪雪時における除雪計画 (R7) 策定済み ⇒ (R12) 適宜更新 ・安全対策講習会の実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家解体件数 (R7) 0件 ⇒ (R12) 2件 ・住宅リフォーム実施件数 (R7) 13件 ⇒ (R12) 15件
--	--

目標 1. 人命の保護が最大限図られる

(1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

○国の全国瞬時警報システム（Jアラート）及び「秋田県総合防災情報システム」や「秋田県情報集約配信システム」を介した迅速・確実な情報伝達体制の強化が必要。

○暴風や豪雨時には防災行政無線音声を聞き取れないことから、各種SNS・エリアメール・テレビ・ラジオ等との連携等、多様な情報伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要。

○土砂災害等の被災現場は、災害の規模が大きくなればなるほど災害情報の全容が把握しづらく、復旧対応が遅くなることが懸念される。空撮等の被災現場情報収集手段を活用することが必要。

起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

- ・関係行政機関等による情報共有体制の強化
- ・県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化
- ・県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保
- ・ドローン等による災害情報の収集
- ・エリアメール（緊急速報メール）、SNS等による情報伝達手段の整備
- ・Jアラートによる情報伝達
- ・避難指示等の判断基準等の策定

- ・H27年度に運用開始した「秋田県総合防災情報システム」による迅速・確実な情報伝達が機能するよう、72時間の自家発電装置を配備するなど、災害時における確実な運用に努める。
- ・災害時における町・消防・警察・気象台など関係機関との情報共有や連絡体制の強化を図る。
- ・「秋田県情報集約配信システム」は、Lアラートによるメディアへの情報発信機能、緊急速報メールの発信機能、県や他市町村等の関係機関との情報共有機能等を持っており、これを積極的に活用することにより、暴風や豪雨時でJアラートや町防災行政無線音声が聞き取れない場合でも、メディアからの情報を取得できる。
- ・H27年3月に県が策定した「多様な災害情報伝達手段の整備に関する手引き」に基づき、災害種別、発令地域、天候状況、時間帯等を考慮した情報伝達手段の整備、情報伝達手段の多重化、災害情報共有システム（Lアラート）による避難指示等の迅速・確実な伝達、SNS等による効果的な情報伝達手段を確保する。
- ・関係機関との情報収集や情報発信が確実にされるよう、共有体制の強化を図りながら、情報収集・発信についての定期的な防災訓練等を実施する（Jアラートについては、現に定期的な放送訓練が行われている。）
- ・秋田県警察ヘリ「やまどり」に、ヘリコプターテレビシステムによる映像の送信機能が搭載されており、災害発生時には出動を要請する。また、ドローン等による

	<p>災害情報の収集を検討する。</p> <p>【再掲 1-3、1-4】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 水害に至る様々な条件下に対応した「避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害）」を策定し、的確な避難指示等の判断基準を設ける。・ 土砂災害警戒区域等の避難指示等の判断・伝達マニュアルの策定を進める。
<p>【業績評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県総合防災情報システム等の操作訓練の定期実施・ 防災行政無線、町ホームページ、各種SNS等の運用定期実施・ 多種多様な情報伝達手段の構築の検討及び運用の随時拡大	

目標 1. 人命の保護が最大限図られる (1-7) 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	
起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>○自助、共助による防災活動を促進するため、形骸化が懸念される自主防災組織の重要性を町民が再認識する取組を推進するとともに、組織活動支援や未組織行政区への組織化の働きかけが必要。</p> <p>○自主防災組織と並行し自助、共助による防災活動を促進するため、認定特定非営利活動法人「日本防災士機構」が認証する民間資格者「防災士」制度の導入を検討することが必要。</p> <p>○児童生徒が災害発生時に自ら生命を守る行動ができるよう、学校での防災教育の充実が必要。.</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災活動の充実、強化 ・ 地域の防災、避難訓練の実施 ・ 多様な主体が参画する防災講座や防災訓練の実施 ・ 学校における防災教育の充実 ・ 「防災士」制度導入の検討 </div> <p>・ 自主防災組織が各町内会に設置されているが、多数の町内会組織自体が1年～2年で役員交替となることから、自主防災組織の形骸化が進んでいる。県と連携し、秋田県防災士会に所属している「防災士」を「秋田県自主防災アドバイザー」として派遣してもらい、各町内会に対し自主防災の重要性や役割について助言等をいただく。また、自主防災組織のリーダー等を対象とした研修への参加を促す。</p> <p>・ 自主防災組織が機能できない地域においては、認定特定非営利活動法人「日本防災士機構」が認証する民間資格者「防災士」制度の導入を検討する。</p> <p>・ 児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命・身体を守る行動ができるよう、関係機関・民間団体等とも連携し、学校における防災教育の充実を図る。また、県が主導し、教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るための研修を実施する。</p>
<p>【業績評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織率 (R7) 100% ⇒ (R12) 100% (機能可能な組織の育成) ・ 防災士制度導入 (R7) 導入済み ⇒ (R12) 検討終了 ・ Jアラート運用試験等の定期実施の継続 (国) ・ 住民を対象とした防災講座の実施回数 (R7) 年1回実施 ⇒ (R12) 年2回実施 ・ 小中学校における防災訓練の実施回数 (R7) 年3回実施 ⇒ (R12) 年3回実施 	

目標 2. 消防、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>○県との共同備蓄品目の備蓄について目標量を確保するとともに、期限のある品目の計画的な更新が必要。</p> <p>○災害時に不足する生活必需品等の確保のため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努めることが必要。</p> <p>○災害時の物資輸送及び保管、仕分け等を円滑に行うため、物流事業者に協力要請できる協定の締結に努めることが必要。</p> <p>○家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促すことが必要。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・県との共同備蓄物資の整備 ・民間事業者との物資調達協定の締結 ・自助による備蓄の促進 ・避難所への備蓄の促進 ・物流事業者との物資輸送・物資拠点の運営、保管、仕分け等の協定の締結 ・物資の輸送・物資拠点の運営、保管、仕分け等に関するマニュアルの策定、運用 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・県と市町村は、地域防災計画において、災害発生時に必要となる物資 19 品目を「共同備蓄品目」として指定し、避難者の 3 日分を整備することとしている。地域防災計画に定めた町の必要量を確保するとともに、地域住民や自主防災組織に対し、自助・共助で確保することとしている 3 日分の飲料水や食料等の備蓄を働きかける。 ・災害時に不足する生活必需品等の確保のため、民間事業者との物資調達協定の締結に努める。 ・災害時の物資輸送及び保管、仕分け等を円滑に行うため、物流事業者との物資輸送・物資拠点の運営、保管、仕分け等の協定の締結に努める。 ・物資の輸送・物資拠点の運営、保管、仕分け等に関するマニュアルを策定し、基準に基づいた運用を行う。 ・県からの救援物資の受入・仕分け・保管・出庫等を行う二次物資集積拠点が庁舎となっているが、新庁舎開庁後の新たな二次物資集積拠点を検討し指定する。併せて、避難場所に設置することとしている救援物資について、避難場所の保管スペースが狭い場合における町二次物資集積拠点での一括保管について検討する。

【業績評価指標】

- ・ 県との共同備蓄物資 (R7) 備蓄済み ⇒ (R12) 期限を有する備蓄品の更新
- ・ 災害時における物資の供給に関する協定の締結件数 (R7) 3件 ⇒ (R12) 随時拡充
- ・ 物資を備蓄している指定避難所数 (R7) 0カ所 ⇒ (R12) 見直し検討
- ・ 物流事業者との物資輸送・保管協定 (R7) 1件 ⇒ (R12) 随時拡充
- ・ 自助備蓄推進の啓発回数 (R7) 未実施 ⇒ (R12) 年1回は啓発

目標 2. 消防、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する (2-2) 長期にわたる孤立集落等の発生	
起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>○災害による孤立想定地区、土砂災害危険箇所などの災害危険箇所の周知が必要。</p> <p>○災害により孤立地区が発生した場合に必要な通信手段の確保、発電機の配備、物資の備蓄等が必要。</p> <p>○土砂災害対策関連施設の整備と老朽化対策の推進が必要。</p> <p>○災害時の交通確保や円滑な救助活動等を行えるよう道路整備を推進するほか、大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、事業者との協定の締結並びに協定に基づく訓練を行うことが必要。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 孤立するおそれのある地区の現状把握 ・ 通信手段の確保 ・ 孤立予防対策 （再掲）河川改修等の治水対策、土砂災害対策施設の整備、道路施設の老朽化対策、道路の防災対策 ・ 発電機など電力の確保 ・ 緊急物資の備蓄 </div> <p>・ 大雨、洪水、豪雪、雪崩等による孤立するおそれのある地区（孤立想定地区）の調査を進める。</p> <p>・ 孤立想定地区が指定された場合は、当該地区に衛星携帯電話など通信手段の継続的な確保のほか、災害時を想定した通信訓練等の実施に努める。</p> <p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川改修等の治水対策、土砂災害対策施設の整備、道路施設の老朽化対策、道路の防災対策を計画的に実施する。 ・ 孤立想定地区の電力を確保するため、移動式自家用発電機の等の配備等を進める。 ・ 孤立想定地において、飲料水、給水用品、食料品、生活雑貨、冷暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を進める。
<p>【業績評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画道路の整備未着手延長 (R7) 0m ⇒ (R12) 410m ・ 橋梁の補修 (R7) 完了3橋 ⇒ (R12) R7・R8点検結果で判定区分 III・IVとなったものについて実施 	

目標 2. 消防、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
 (2-3) 消防等の被災等による消防活動の停滞

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針		
<p>○消防施設、消防車両及び装備機材の計画的な整備が必要。</p> <p>○消防団員確保のため、機能別消防団、勤務地団員等の制度導入や消防団協力事業所の認定等の取組を促進することが必要。</p> <p>○緊急時における燃料の確保が必要。</p> <p>○支援を受け入れるための受援計画の策定が必要。</p> <p>○消火栓や防火水槽が使用できなくなった際の消防水利の確保策が必要。</p>	<table border="1" data-bbox="1097 343 2161 502"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・消防施設等の計画的な配備 ・消防施設における燃料の確保 ・消防団への加入促進 ・消防団員の技術力の向上 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防救助隊の受援計画の策定、見直し ・消防水利の確保 </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・広域消防本部及び分署施設は既に耐震化済みであり、今後は整備済みの非常用発電機や消防車両などの資機材等について、老朽化に伴う更新等を進める。 ・耐震化が済んでいない消防団詰所については、計画的な整備を行う。 ・消防本部の通信指令システム等の稼働に支障がないよう 72 時間の非常電源を確保し、また圏域内スタンド等との優先給油協定に基づく緊急車両等の燃料を確保する。 ・消防団員確保のため、継続的な入団啓発を行うとともに、機能別消防団、勤務地団員等の制度導入や消防団協力事業所の認定等の取組を促進する。 ・消防団員の技術力の向上を図るため、県消防学校における消防団員対象の教育訓練に継続参加する。 ・大規模災害時に派遣される緊急消防援助隊の効率的な受入体制を整備するため、緊急消防救助隊受援計画の策定を進める。 ・消火栓や防火水槽が使用できなくなった際の消防水利の確保策を、地区ごとに検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防施設等の計画的な配備 ・消防施設における燃料の確保 ・消防団への加入促進 ・消防団員の技術力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防救助隊の受援計画の策定、見直し ・消防水利の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・消防施設等の計画的な配備 ・消防施設における燃料の確保 ・消防団への加入促進 ・消防団員の技術力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防救助隊の受援計画の策定、見直し ・消防水利の確保 		

【業績評価指標】

- ・消防団員数の条例定数充足率 (R7) 72.0% ⇒ (R12) 80.0%
- ・消防団員の消防学校教育訓練受講数 (R7) 年 2 人 ⇒ (R12) 継続実施
- ・受援計画の策定 (R7) 未策定 ⇒ (R12) 策定済み
- ・消防水利使用不可能時の対応訓練の実施 (R7) 未実施 ⇒ (R12) 消防水利確保策を決定したうえで想定訓練を実施

目標 2. 消防、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する (2-4) 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足	
起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>(2-4) 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足</p> <p>○避難所開設のための人員配置を考慮した指定避難所の定期的な見直しが必要。 ○車中泊やテント泊など指定された避難所以外の場所に避難した被災者への情報提供が必要</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定緊急避難場所、指定避難所の指定、福祉避難所の指定等 ・ 他自治体との広域避難体制の構築 ・ 避難所外の場所に滞在する被災者への支援、情報提供方法の検討 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定緊急避難場所、指定避難所は既に指定済みであるが、避難所開設のための人員配置を考慮した指定避難所の定期的な見直しを図るとともに、ハザードマップや町広報、町ホームページ等による周知を徹底する。 ・ 福祉避難所は既に2ヵ所指定となっているが、福祉避難所設置・運営マニュアルを策定し、円滑な福祉避難所の運営を図る。 ・ 指定避難所の良好な生活環境が確保できず避難所を離れることのないよう、「避難所開設・運営マニュアル」を策定するほか、プライバシー保護・男女双方の視点に配慮した環境の整備及び感染症対策等に留意した避難所運営に取り組む。 ・ 交通の途絶等による発生する帰宅困難者については、八郎潟駅前の指定避難所「はちパル」に避難するよう、周知徹底を図る。 ・ 町内会や事業所等に対し、避難所外の場所に滞在する被災者を発見した際の情報提供を、平時から呼びかける。 ・ 指定避難場所以外で避難する場合に特に留意する事項（エコノミー症候群の予防法等）の情報提供など、具体的な対応策について検討する。
<p>【業績評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定緊急避難場所の指定数 (R7) 50カ所 ⇒ (R12) 適宜更新 ・ 指定避難場所の指定数 (R7) 11カ所 ⇒ (R12) 適宜更新 ・ 避難所開設、運営マニュアルの作成 (R7) 未作成 ⇒ (R12) 作成済み ・ 広域避難所協定等の締結と計画作成 (R7) 未締結、未作成 ⇒ (R12) 締結済み、作成済み ・ 指定避難所入所調整の職員訓練の実施 (R7) 未実施 ⇒ (R12) 年1回実施 	

目標 2. 消防、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
 (2-5) 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>○災害時における医療機関の業務継続計画に基づく研修・訓練が必要。 ○各医療機関との連携や医療搬送の体制整備が必要。</p>	<div data-bbox="1099 331 2152 456" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・病院の業務継続体制の強化 ・医薬品、医療機器等の供給・確保体制の整備 ・医療救護活動の円滑化に向けた連携、確認及び応急救護所の設置 </div> <p>・秋田厚生医療センター（地域災害拠点病院）及び運営母体と同じである本町に立地する湖東厚生病院の耐震化は問題ないが、発電機燃料や水、医薬品等を3日分以上確保し、病院の業務継続計画に基づく研修・訓練の実施を働きかける。</p> <p>・県では、保健医療調整本部の体制づくりを進めるため、県総合防災訓練等に「災害医療コーディネーター」や「小児周産期リエゾン」が参画し、保健医療活動の総合調整力の向上を図ることとしており、県及び湖東厚生病院圏域市町村と連携しながら医療体制の確保に努める。</p> <p>・秋田県災害医療救護計画に基づいた災害時の医療救護活動が円滑に行われるよう、DMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）等の受け入れも想定した災害訓練を実施するとともに、医療救護活動の拠点となる応急救護所の設置について関係機関と協議を進める。</p>

【業績評価指標】

・応急救護所設置訓練の実施 (R7) 未実施 ⇒ (R12) 実施済み

目標 2. 消防、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
 (2-6) 被災地における疾病や感染症等の大規模発生

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>○定期予防接種を促進し、予防知識の普及啓発を図ることが必要。 ○感染症のまん延等を防止するため、予防接種の推進が必要。 ○保健所と連携した衛生対策、感染症予防強化のための研修会等の実施が必要。 ○災害発生後における被災者の健康支援の取り組みが必要。 ○住家の被害認定調査を迅速に実施することができるよう、職員の研修を行うなど体制の整備を行うことが必要。 ○仮設住宅となる用地の確保及び維持管理を行うことが必要。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時からの感染症予防対策の強化、予防接種の推進 ・ 住家被害認定調査実施のための職員体制の強化 ・ 仮設住宅となる用地の確保 </div> <p>・ 避難所における感染症の発生・まん延を防止するため、県と連携し定期的な衛生・防疫体制の強化のための研修会等に参加する。 ・ 平時より、町民の予防接種の推進を図りながら、予防知識の普及啓発を図る。 ・ 状況に応じた避難所における健康相談窓口を設置するため、体制の強化を図る。 ・ 大規模災害における避難所での滞在期間が長期化する場合に備え、住家被害認定調査実施のための職員体制及び技術的研修の強化を図る。 ・ 仮設住宅を建設しなければならない事態に備え、ライフライン、周辺の利便施設及び土地所有等の意向等の確認を行いながら、建設候補地をあらかじめ定めておく。</p>

【業績評価指標】

- ・ 麻しん、風疹混合ワクチン接種率 (R12) 1期及び2期とも100%を維持
- ・ 65歳以上のインフルエンザ予防接種率 (R12) 50%
- ・ 指定避難所の定員見直しによる避難所指定数 毎年度、感染症の感染状況に応じ適宜見直し
- ・ 被害認定調査講習会の実施回数 (R7) 未実施 ⇒ (R12) 年1回実施

目標 3. 必要不可欠な行政機能は確保する

(3-1) 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針		
<p>○町業務継続計画（BCP）の機構改革等を踏まえた見直しが必要。 ○行政の業務継続のために必要となる備品類の拡充が必要。 ○他自治体から支援を円滑に受け入れることができるための受援計画の策定が必要。</p>	<table border="1" data-bbox="1102 338 2154 497"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・町業務継続計画の策定及び体制強化、訓練 ・町庁舎の耐震性の強化 ・執務環境の整備 ・広域応援等の受援計画の策定 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・停電対応訓練の実施 ・非常用電源等の確保 ・停電時の行政機能の確保 </td> </tr> </table> <p>・行政機関の機能不全は、災害回復速度に直接的に影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。町は、課ごとの非常時に優先すべき応急業務及び通常業務を明らかにするとともに、職員の参集や安否確認、執務環境の確保等を定めた「町業務継続計画（BCP）」を策定しているが、組織体制の変更があった場合は、適宜BCPの見直しを行う。また、その内容について職員が習熟する機会を設ける。</p> <p>・令和4年5月開庁予定の役場新庁舎は強度の耐震性に優れ、有事の際の防災拠点施設となる。今後は、行政の業務継続のために必要となる非常用電源及び燃料の確保や備品類の充実に努める。また、停電対応訓練の実施により、非常時優先業務を継続するための手順確認とその習熟を図る。</p> <p>・応急活動等の迅速かつ円滑な遂行を目的に、H24.1.20 付で「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」を県内全自治体間で締結しているものの、災害発生時に被災した自治体がほかの地方公共団体や民間団体から人的・物的支援を受け入れるための手順や体制を定めた広域「受援計画」の策定が未着手であるので、早期の策定に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町業務継続計画の策定及び体制強化、訓練 ・町庁舎の耐震性の強化 ・執務環境の整備 ・広域応援等の受援計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・停電対応訓練の実施 ・非常用電源等の確保 ・停電時の行政機能の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・町業務継続計画の策定及び体制強化、訓練 ・町庁舎の耐震性の強化 ・執務環境の整備 ・広域応援等の受援計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・停電対応訓練の実施 ・非常用電源等の確保 ・停電時の行政機能の確保 		

【業績評価指標】

- ・BCP（業務継続計画）の策定 （R7）策定済み ⇒（R12）適宜改定のうえ町職員各課の習熟
- ・停電時に対応したBCP（業務継続計画）の町職員実施訓練の開催数 （R7）未実施 ⇒（R12）年1回実施
- ・広域応援等の受援計画の策定 （R7）未着手 ⇒（R12）計画策定済み

目標 4. 生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(4-1) 地域交通ネットワークが分断する事態

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>○災害時の円滑な救助活動や救援物資の輸送等のため、国道及び県道の整備への協力と町道の計画的な整備が必要。</p> <p>○道路関連施設の老朽化・耐震化に対応するため、計画的な点検・修繕が必要。</p>	<div data-bbox="1106 338 2154 434" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路等の整備 ・道路等施設の老朽化、防災対策 </div> <p>・緊急輸送道路ネットワーク等の寸断を回避するため、県では高速道路や幹線道路等の整備について、災害に強い道路ネットワークの構築に向け、取組を推進している。町でもこうした取り組みのへの協力を実施しながら、町道の計画的な整備を推進していく。</p> <p>・老朽化の著しい橋梁から優先して修繕及び耐震補強を進める。</p> <p>・平時よりパトロールや防災点検等により道路法面や盛土・擁壁等の崩落危険箇所の把握に努め、それら危険箇所の対策を実施し、着実に道路防災対策を推進する。</p>

【業績評価指標】

- ・町道の改良率 (R7) 85.3% ⇒ (R12) 86.2%
- ・町道舗装の目標延長 (R7) 未着手 4,138mのうち ⇒ (R12) 808m舗装実施
- ・橋梁の補修 (R7) 完了3橋 ⇒ (R12) R7. R8 点検結果で判定区分Ⅲ・Ⅳとなった橋を補修

目標 4. 生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(4-2) 電気、石油、ガスの供給機能の停止

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>○電気、石油、ガスの供給に向けたライフライン事業者との燃料確保に向けた協定の締結が必要。またライフライン事業者間、行政との協力体制の強化が必要。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力施設、設備の強化 ・ 石油類燃料の確保 ・ L P ガス供給施設、設備の強化 ・ 事業者との燃料確保に向けた協定の締結 </div> <p>・ 県地域計画において、東北電力（株）秋田支社、東北電力ネットワーク（株）秋田支社では、電力施設・設備が常に災害に強い設備づくりに取り組んでいくこととしており、災害発生における復旧要員や復旧資材の確保、災害対策訓練のさらなる充実に努める、としている。また、H21年10月には旧東北電力（株）秋田営業所と町との間で「災害時の協力に関する協定書」を交わしており、災害情報の提供、町対策本部への電力社員の派遣、電力設備の復旧、復旧作業に対する町の協力、復旧作業の際の資材置場・工事車両駐車場の確保に対する協力等を行うこととしている。</p> <p>・ 石油類燃料の確保について、町内石油販売業者から災害発生時に優先的に燃料を調達できるよう協定を締結し、協力体制を構築する。</p> <p>・ L P ガス供給施設、設備の強化については、H26年10月に「災害時における液化石油ガス及び応急対策用機材の調達に関する協定」を「一般社団法人秋田県L P ガス協会」との間に締結しており、L P ガスの調達について町は協力を要請することとしている。</p>

【業績評価指標】

- ・ 燃料等供給に関する協定に向けた事業所との協議回数 (R7) 未実施 ⇒ (R12) 協定締結済み

目標 4. 生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(4-3) 上水道等の長期間にわたる機能停止

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>○上水道施設の耐震化、老朽化対策の推進が必要。特に上水道送水本管の耐震化、浦大町貯水設備の見直しが必要。</p> <p>○上水道原水のアオコによる浄水精製が不可能にならないよう、高度浄水処理棟機器の整備・維持管理が必要。</p> <p>○水道危機管理マニュアルの見直しを行い、受援体制を整備しておくことが必要。</p>	<div data-bbox="1104 331 2154 491" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の耐震化 ・水道施設の老朽化対策 ・受援体制を含む水道における業務継続体制の強化 ・アオコ対策の強化 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・上水道送水管のうち、浄水場から浦大町配水池までの耐震性のない石綿管（延長3.4Km）の布設替えをH29年から工事着手し、令和5年度までに耐震化を終える計画としている。 ・浄水施設の老朽化（稼働から46年経過）が進んでおり、場内配管等の更新を計画的に実施する。（電気受変版、動力制御盤、中央監視設備盤等の電気関係設備はH28年度からH29年度にかけて更新済み。） ・高度浄水処理場における各種機械設備が耐用年数を迎えており、アオコ発生時でも不安のない上水を提供するため、計画的に設備の更新や修理を実施していく。 ・様々な理由による上水の提供が停止した場合に備え、水道危機管理マニュアルを策定し、近隣他市町村からの受援体制を含む体制の強化を図る。

【業績評価指標】

- ・上水道施設の耐震診断率 (R7) 耐震診断率 100%
- ・基幹管路耐震化更新率 (R7) 8.9% ⇒ (R12) 随時拡充

目標 4. 生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(4-4) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>○汚水処理施設の耐震化、老朽化対策及び単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進が必要。</p> <p>○し尿の処理運搬にかかる災害時協力体制マニュアルの作成が必要。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の耐震化及び老朽化対策 ・し尿処理施設の耐震化及び老朽化対策 ・老朽化単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換推進 ・し尿収集運搬業者との協定締結による連携強化 </div> <p>・公共下水道施設の耐震化・耐水化について、現況施設の耐震性能を評価するとともに、耐力不足等により要求性能が確保できない恐れがあると判断される施設については、計画的に耐震化・耐水化を実施していく。</p> <p>・下水道BCP（業務継続計画）を策定し、業務継続体制の強化を図る。</p> <p>・井川町との二町で処理しているし尿処理施設の老朽化によるし尿処理が機能停止しないよう、設備の耐震化及び老朽化対策を計画的に進める。</p> <p>・公共下水道事業認可区域外における浄化槽について、老朽化単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。</p> <p>・災害が発生した場合、し尿収集運搬業者との協定締結により、円滑にし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、関係機関の連携を強化する。</p>

【業績評価指標】

- ・下水道幹線管路の耐震化率 (R7) 0.0% ⇒ (R12) スtockマネジメント計画の見直し
- ・下水道BCP（業務継続計画）の策定 (R7) 策定済み ⇒ (R12) 適宜改定
- ・浄化槽のうち合併処理浄化槽の割合 (R7) 34.0% ⇒ (R12) 40.0%
- ・し尿処理施設の耐震化率 (R7) 100%（八郎瀉町・井川町衛生処理施設組合） ⇒ (R12) 継続

目標 4. 生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
(4-5) 信号機の全面停止等による重大な交通障害の発生

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>○県に働きかけ、信号機電源付加装置の整備が必要。</p>	<div data-bbox="1104 331 2161 391" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・信号機設備等の整備推進（県に要望）</p> </div> <p>・災害発生時の停電に起因する道路交通の混乱を防止するため、信号機電源付加装置の整備促進を県に要望していく。そのほか、県警では可搬型発動発電機を保有しており、停電時には信号機にケーブルを接続して電源供給を行うこととしている。</p>

【業績評価指標】

・自動起動型信号機電源付加装置の整備台数（県に要望） (R7) 0基 ⇒ (R12) 1基

目標 4. 生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(4-6) 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>○災害時の避難所等での早期通信手段を確保するため、情報通信機能の整備が必要。</p>	<div data-bbox="1106 331 2154 453" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話施設、設備の強化 ・ 携帯電話設備等の信頼性向上 ・ 指定避難所への災害用公衆電話、衛星電話等の設置促進 </div> <p>・ 県地域計画では、NTT東日本秋田支店は通信伝送路の複数ルート化やループ化を行うとともに、移動電源車やポータブル衛星等の災害対策機器を配備し、災害等の不測の事態に備えることとしている。今後は、通信の途絶を防止するため、引き続き電気通信設備や建物、鉄塔などの信頼性向上に取り組むこととしているほか、災害発生時に迅速な復旧を図るため、災害対策機器及び車両の配備や資機材の確保に努めることとしている。</p> <p>・ 携帯電話設備等の信頼性向上について、NTTドコモでは、システムとしての信頼性向上として大ゾーン基地局・中ゾーン基地局の設置や、通信設備の耐震補強、予備電源の強化、伝送路の多ルート化及び通信設備の二重化など、通信網の整備を行っている。また、防災機関などに対する災害時優先電話制度、効果的なネットワークコントロール及び自治体等への携帯電話や衛星携帯電話の貸出しを行っている。</p> <p>・ 指定避難所への災害用特設公衆電話は町指定避難所 16 ヶ所に設置されている。指定避難所の見直しに伴い、災害用特設公衆電話の設置数も見直しを図りながら、災害時に機器が利用可能なように、維持管理を徹底する。</p>

【業績評価指標】

- ・ 災害時用公衆電話設置の指定避難所数 (R7) 3 ヶ所 ⇒ (R12) 指定避難所再編により減少 (11 ヶ所)
- ・ 公衆無線LAN設置施設数 (R7) 1 ヶ所 (はちパル) ⇒ (R12) 指定避難所収容人数 (世帯) を考慮した性能を持つ機器設置を随時拡大

目標 5. 経済活動を機能不全に陥らせない (5-1) サプライチェーンの寸断等による地域経済の停滞	
起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>○災害時における町内企業等のBCP（業務継続計画）策定の促進が必要。</p> <p>○被災した事業所が金融支援制度を円滑に活用できるよう、関係機関との情報共有を図ることが必要。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等における業務継続体制の強化 ・金融支援制度活用のための金融機関との情報共有 </div> <p>・町内企業等がBCP（業務継続計画）を策定するにあたり、相談があれば県と連携をとり計画策定の専門的ノウハウを有する保険会社等の民間企業を紹介するなど、計画策定の促進を図る。</p> <p>・北都銀行（株）との間にH25年に「災害協力に関する協定書」を締結しており、災害対策資金の融資の対応及び復旧融資制度の検討を行うこととしている。今後は、復旧融資制度の内容を確認するとともに、関係機関との情報共有を図りながら、他金融機関との同様な災害協力協定の締結に努める。</p>
<p>【業績評価指標】</p> <p>・町内企業等BCP策定啓発回数 （R7）未実施 ⇒（R12）年1回実施</p>	

目標 5. 経済活動を機能不全に陥らせない
(5-2) 農業の停滞

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

○洪水や土砂災害の防止機能など、防災面においても農業、農村の多面的機能の確保は重要であり、農業生産活動や農地、農業用施設の維持、保全活動を支援する必要がある。

・農業生産、集荷施設等の生産基盤の強化

・農業、農村の多面的機能の確保のため、農業生産活動や農地、農業用施設の維持、保全活動を支援する。災

【業績評価指標】

・多面的機能支払交付金制度 実施団体 (R7) 7 組織 ⇒ (R12) 7 組織 (維持)

目標 6. 制御不能な二次災害を発生させない

(6-1) ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針	
<p>○防災重点農業用ため池（下流に人家、公共施設等があるため池）について、ハザードマップの作成が必要。</p> <p>○老朽化等による漏水、断面変形等が確認された砂防ダムやため池の補修、補強等が必要</p>	<table border="1" data-bbox="1102 338 2161 459"><tr><td><ul style="list-style-type: none">・ため池ハザードマップの整備・農業用ため池の整備・消火栓や防火水槽等の防災施設の耐震化及び老朽化対策</td></tr></table> <p>・ため池ハザードマップを作成し、地域住民へ情報提供を行う。</p> <p>・防災重点農業用ため池について、地震・豪雨体制評価に基づいた防災対策工事を実施する。</p> <p>・老朽化の進行する砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊対策施設について、予防保全型管理への移行を図り、長寿命化計画に基づき老朽化対策を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ため池ハザードマップの整備・農業用ため池の整備・消火栓や防火水槽等の防災施設の耐震化及び老朽化対策
<ul style="list-style-type: none">・ため池ハザードマップの整備・農業用ため池の整備・消火栓や防火水槽等の防災施設の耐震化及び老朽化対策		

【業績評価指標】

- ・防災重点ため池地区ハザードマップの策定 (R7) 策定済み (4カ所) ⇒ (R12) 適宜改定

目標 6. 制御不能な二次災害を発生させない

(6-2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

○秋田県が指定した「山地災害危険地区（本町では全9箇所）」の周知が必要。
○基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路等）の機能診断を行い、長寿命化対策の実施が必要。
○土砂災害や洪水、雪崩等の防止、緩和効果のある森林育成のため、森林経営計画に基づく森林の計画的な整備が必要。

- ・住民に対する山地災害危険地区の周知
- ・治山対策
- ・農業、農村の多面的機能の確保
- ・農業水利施設の保全管理
- ・森林整備

- ・山腹崩壊危険地区4カ所、崩壊土砂危険地区5カ所の計9カ所の山地災害危険地区を地域住民に周知する。
- ・農業、農村の多面的機能の確保のため、中山間地域等での農業生産活動や農地・農業用施設の維持・保全活動を促進する。
- ・頭首工や用排水路等の基幹的農業水利施設について、機能診断等を行い、施設の長寿命化対策を進める。
- ・土砂災害や洪水、雪崩等の防止、緩和効果のある森林育成のため、間伐等の整備を推進する。

【業績評価指標】

・森林経営管理制度推進に係る意向調査実施面積 (R7) 22.73ha⇒(R12) 積上30.0ha

目標 7. 地域社会・経済が迅速に復興できる条件を整備する (7-1) 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態	
起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>○災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うため、関係機関との協力体制の構築と連携の強化が必要。</p> <p>○災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うため、町災害廃棄物処理計画の適宜見直しが必要。</p> <p>○災害廃棄物の発生に備え、事前に仮置き場等を決めておくことが必要。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理等の協力体制の構築 ・災害廃棄物の処理体制の整備 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・H30 年度に策定した町災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物量に応じ八郎湖周辺清掃事務組合等との協定により処理を実施していく。本計画で処理しきれない場合は、県が構築する広域処理体制での処理を要請することとする。 <p>【再掲 2-6】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の事前仮置き場所については、町計画に 13 カ所の候補地を示しており、災害状況に応じた仮置き場を決定していく。 ・災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うため、町災害廃棄物処理計画については、適宜見直しを行う。
<p>【業績評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の策定 (R7) 策手済み⇒(R12) 適宜改定 	

目標 7. 地域社会・経済が迅速に復興できる条件を整備する

(7-2) 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>○災害時の復旧・復興のため、災害復旧協定を締結している団体等との連携の強化が必要。特に建設関係団体との連携強化は不可欠。</p> <p>○大規模災害時のボランティア活動を円滑に行うため、「災害ボランティアセンター設置・運用マニュアル」の策定が必要。また、災害ボランティアコーディネーターの養成促進が必要。</p>	<div data-bbox="1104 339 2152 459" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応に不可欠な建設業との連携 ・災害ボランティアセンターの設置、運営 ・災害ボランティアコーディネーター又は防災士の養成促進 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・町では、H19年度に町建設業協会との間に「災害発生における道路・水路等の復旧作業の応援に関する協定」を、またH21年度には町建築業協会との間に「災害発生時における建築物等の復旧作業の応援に関する協定」をそれぞれ締結している。今後は、各協会の構成業者の減少、構成員の高齢化等を踏まえ、協力内容の確認を行っていくこととする。 ・上記協定で追いつかない大規模災害における復旧支援にあっては、秋田県と秋田県建設産業団体連合会がH19年度に締結した「災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定」に基づき、町が県に復旧応援を要請することになっている。当該協定も時間が相当経過していることから、内容について県と確認作業を実施する。 ・八郎潟町社会福祉協議会が策定している災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な手順等を定めた「災害ボランティアセンター設置マニュアル」が機能できるよう、ボランティアセンターの設置場所・ボランティア待機所・センター運営に係る費用負担等について、町と町社会福祉協議会との協定を締結する。また、当マニュアルに基づいたボランティア活動実地訓練を行う。 ・八郎潟町社会福祉協議会と連携し、秋田県社会福祉協議会が実施する災害ボランティアコーディネーターの養成研修に町職員や自主防災組合員等も広く参加し、ボランティア活動の調整役を担う人材を育成する。 ・秋田県防災士会に所属している防災士から町内会や自主防災組織に派遣いただき、災害時のボランティア活動について助言する機会を設ける。

--	--

【業績評価指標】

- ・ 防災復旧協定締結 (R7) 3件締結済み⇒(R12) 協定の内容確認、協定締結数の随時拡充
- ・ 災害ボランティアセンター設置、運用マニュアルの策定 (R7) 策定済み(八郎潟町社会福祉協議会)⇒(R12) 適宜改定

目標 7. 地域社会・経済が迅速に復興できる条件を整備する
(7-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針
<p>○地域の課題解決を図りながら将来の地域づくりに取り組む地域活動への支援が必要。</p>	<div data-bbox="1104 339 2159 379" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>・自主防災活動の充実、強化や消防団への加入促進等、地域活動の継続及び推進</p> </div> <p>・災害発生時に「自助」「共助」が発揮されるためには、普段からの地域コミュニティの構築が必要不可欠となる。町内会活動に対するコミュニティ助成事業、地域除排雪助成金等の地域住民が活動する助成金制度を継続しながら、コミュニティ醸成が長く図られるよう支援する。</p> <p>【再掲】 1-7</p> <p>・自主防災組織が各町内会に設置されているが、多数の町内会組織自体が1年～2年で役員交替となることから、自主防災組織の形骸化が進んでいる。県と連携し、秋田県防災士会に所属している「防災士」を「秋田県自主防災アドバイザー」として派遣してもらい、各町内会に対し自主防災の重要性や役割について助言等をいただく。また、自主防災組織のリーダー等を対象とした研修への参加を促す。</p> <p>【再掲】 2-3</p> <p>・消防団員確保のため、継続的な入団啓発を行うとともに、機能別消防団、勤務地団員等の制度導入や消防団協力事業所の認定等の取組を促進する。</p>

【業績評価指標】

・地域における災害時の支援体制についての会議開催実施地区数 (R7) 未実施 ⇒ (R12) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に立地する町内会を優先的に実施

